

新宿区立区民ホール(3 館)の令和 7 年度労働環境モニタリングの実施結果について

1 目的

指定管理者制度導入施設において、その業務が適正な労働環境の下に行われることにより、従事者一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、公共サービスの質の向上が図られることについて、区、指定管理者、従事者が共通認識を持つとともに、必要に応じて指定管理者に改善を促すために、労働環境のモニタリング調査を行った。

2 調査対象

施 設 名	指定管理者
(1) 新宿区立四谷区民ホール	株式会社 共立
(2) 新宿区立牛込筆筈区民ホール	
(3) 新宿区立角筈区民ホール	

3 調査期間

- (1) 書類確認～現地調査ヒアリング
令和 7 年 7 月 2 8 日（月）～令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）
- (2) 評価結果表作成～改善提案～報告書提出
令和 7 年 1 0 月 7 日（火）～令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

4 調査等の方法

社会保険労務士に委託して、以下の（１）～（３）の調査及び（４）の助言を行った。（４）に基づき、社会保険労務士とともに（５）のフォローアップを行った。

- (1) 書類確認・事前質問シート
就業規則、賃金規程、賃金控除に関する協定書等労働者代表との各種協定の内容などにより、基本的な勤務条件を確認した。
その上で、労働者名簿等法律で整備が義務付けられている個々の労働者に係る帳簿や社会保険加入手続書類等を確認し、必要な手続が適切になされているか、必要書類が適切に整備されているかなどを確認した。
さらに出勤状況や賃金支払状況を確認し、賃金計算、支払が適正に行われているかを確認した。
- (2) 本部ヒアリング
指定管理者の団体管理部門への面接を行った。
- (3) 現地調査
施設長・従事者への面接及び職場環境の整備状況の確認を行った。
- (4) 調査結果のまとめと改善案の提示
上記（１）～（３）の調査結果を指定管理者に伝え、その改善方法の助言を行った。
- (5) フォローアップ
指定管理者が改善に着手したことを確認した。

5 モニタリングの視点

(1) 労働条件に関する事項

就業規則が適正に作成され、労働者に周知されているか。労働条件は労働者に明示されているか。労働時間が適正に管理されているか。休暇、休日・休憩時間、年次有給休暇が適正に付与されているか。時間外・休日労働が36協定の範囲内で対応されているか。業務災害への対策が適正に行われているか。法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）及びその他労働関係に関する書類が適正に整備・保存されているか。賃金の計算・支払が適正に行われているか。

(2) 安全衛生に関する事項

安全衛生管理体制が適正に整備されているか。健康診断・ストレスチェックが適正に実施されているか。衛生管理者等に安全・衛生（メンタルヘルスケア）教育が行われているか。受動喫煙対策が行われているか。

(3) 社会保険に関する事項

労働保険・社会保険の加入手続及び申告が適正に行われているか。

(4) 下請先への要請

再委託先と適正な金額で契約されているか。再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、再委託先に要請等が行われているか。

(5) 労働環境を更に向上させる取組

休暇取得促進、育児・介護休暇、勤務時間短縮制度等の措置が講じられているか。ハラスメントを予防し、働く意欲を向上させる取組が行われているか。

6 主な指摘事項及び改善内容の概要

No	主な指摘事項	改善内容
(1) 労働条件に関する事項		
1	・労働条件通知書等に、シフト勤務における具体的な労働時間の記載がない。	・労働条件通知書、雇用契約書兼労働条件通知書を修正し、勤務シフトパターンを明示した。
2	・賃金台帳に賃金計算期間の記載がない。	・賃金台帳を管理している給与計算ソフトを更新し、賃金計算期間が表示される機能を備えたものへ変更した。
(2) 安全衛生に関する事項		
3	・衛生管理者による職場巡視が行われていない。	・各区民ホールの責任者に衛生推進者資格を取得させ、職場巡視を実施する。
(5) 労働環境を更に向上させる取組		
4	・法定雇用率以上の割合で、障害者を雇用していない。	・養護学校及び障害者雇用支援サービス会社と連携し、障害者雇用を開始する。
モニタリングの視点（2）「安全衛生に関する事項」から（4）「下請先への要請」についての指摘事項はなし。		